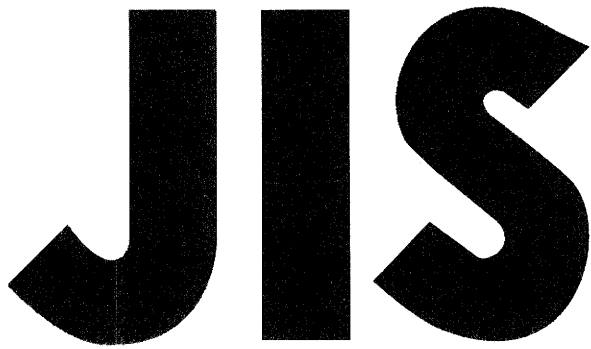




機関部の騒音レベル測定方法

JIS F 0904 : 2002

(JMSA)

(2007 確認)

平成 14 年 5 月 7 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：昭和 56.5.1 改正：平成 14.5.7

官 報 公 示：平成 14.5.7

原 案 作 成 者：財団法人 日本船舶標準協会（〒171-0031 東京都豊島区目白 1 丁目 3-8 日本造船技術センタービル
TEL 03-3984-9051）

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 杉浦 賢）

審議専門委員会：船舶技術専門委員会（委員長 有川 彰一）

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者又は国土交通省海事局技術課〔〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1-3 TEL 03-5253-8111（代表）〕，経済産業省産業技術環境局 標準課産業基盤標準化推進室〔〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1 TEL 03-3501-1511（代表）〕にご連絡下さい。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人日本船舶標準協会（JMSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS F 0904 : 1981** は改正され、この規格に置き換えられる。

JIS F 0904 には、次に示す附属書がある。

- 附属書 1（規定） 測定結果 様式 1
- 附属書 2（規定） 測定結果 様式 2
- 附属書 3（規定） 測定結果 様式 3
- 附属書 4（規定） 測定結果 様式 4
- 附属書 5（参考） 詳細な騒音レベル測定を必要とする場合の測定要領

目 次

	ページ
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 測定の目的	1
4. 測定条件	1
4.1 船舶の状態	1
4.2 機器の運転状態	1
4.3 その他	1
5. 測定要領	1
5.1 計測器	1
5.2 使用する聴感補正回路及び測定値の表示法	1
5.3 使用する動特性及び指示値の読み方	2
5.4 マイクロホンの使用方法	2
5.5 測定場所	2
6. 測定結果のとりまとめ方法	3
6.1 記載する事項	3
6.2 機関室代表騒音レベル	4
附属書 1 (規定) 測定結果 様式 1	5
附属書 2 (規定) 測定結果 様式 2	6
附属書 3 (規定) 測定結果 様式 3	8
附属書 4 (規定) 測定結果 様式 4	9
附属書 5 (参考) 詳細な騒音レベル測定を必要とする場合の測定要領	10
解説	15

機関部の騒音レベル測定方法

Shipbuilding-Measurement of noise level on board vessels (machinery part)

1. 適用範囲 この規格は、一般商船の海上試運転時における機関部の騒音レベルの測定方法について規定する。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 1502 普通騒音計

JIS C 1505 精密騒音計

3. 測定の目的 この測定は、船舶機関室内の監視、操縦、一般保守作業などを行う場所の騒音レベルを把握するために行う。

4. 測定条件

4.1 船舶の状態 船舶は、海上運転時でバラスト又は満載喫水状態とし、直進航行時とする。

4.2 機器の運転状態 主機関は、常用出力とし、これに必要な各補機器が正常に運転されている状態とする。

なお、間欠運転機器は、停止した状態が望ましい。

4.3 その他

a) 機関室天窓がある場合には、これを閉鎖する。

b) 機関室出入口の扉、窓などは、閉鎖して測定を行う。また、機関室の壁で囲まれた室内を測定する場合には、各とびらを閉鎖し、人のいない状態とする。ただし、人払いが不可能な場合には、静粛を要求し、在居人数を測定結果に付記しなければならない。

例 機関制御室、工作室など。

5. 測定要領

5.1 計測器

a) JIS C 1502 に規定する普通騒音計又は JIS C 1505 に規定する精密騒音計若しくはこれと同等又はそれ以上の性能をもつ騒音計及び周波数分析器を使用する。

b) 騒音計は、計量法による検定に合格したものでなければならない。

5.2 使用する聴感補正回路及び測定値の表示法

a) 測定は、騒音レベルで行うが、特に指定した箇所は周波数分析を行う。

b) 騒音レベルは、聴感補正回路の A 特性を使用し、測定値は“dB (A)”で表示する。

c) 周波数分析は、次による。